



じょうりんちゃん

お問い合わせは 国保医療課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4038 FAX(56)3999へ

医療費分析のお知らせ

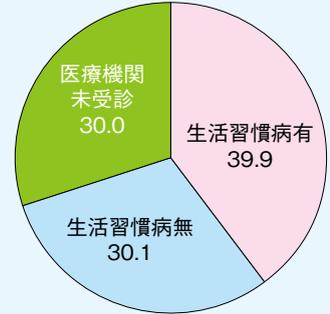
～国民健康保険 医療費適正化特別対策事業～

市の国民健康保険(国保)では、みなさんの健康管理に役立てていただくため、「医療費適正化特別対策事業」を実施しました。この事業の主なもの、みなさんの医療費に関するデータを基に受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析」です。その分析結果から「生活習慣病に係る医療費等の状況」についてお知らせします。

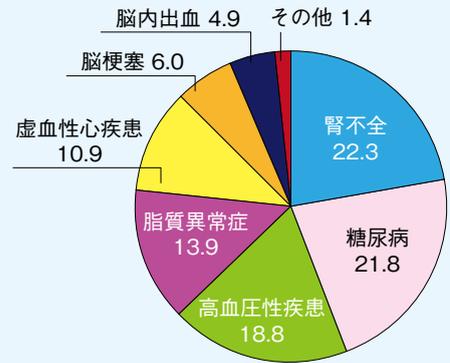
生活習慣病に係る医療費等の状況

令和元年度診療分の被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況は次のとおりです。それぞれの割合は、生活習慣病有39.9%、生活習慣病無30.1%、医療機関未受診30.0%となり、生活習慣病を有している人が被保険者全体の約4割を占めています。(図①参照)
また、生活習慣病における疾病別医療費割合は、腎不全22.3%、糖尿病21.8%、高血圧性疾患18.8%、脂質異常症13.9%、虚血性心疾患10.9%の順になっています。(図②参照)また、患者一人当たりの医療費は、腎不全(人工透析)が圧倒的に高くなっています。(図③参照)
特定健診受診状況別の生活習慣病患者一人当たり医療費は、入院・入院外ともに健診未受診者の医療費が多い結果となっています。(図④参照)

【図①】被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況



【図②】生活習慣病疾病別医療費の状況



【図③】疾病別1人当たり医療費(上位5件)



【図④】生活習慣病患者一人当たり医療費

| 健診有無 | 入院 | 入院外 | 合計※1 |
|--------|--------|--------|--------|
| 健診受診者 | 83,590 | 79,346 | 83,558 |
| 健診未受診者 | 92,068 | 89,864 | 99,663 |
| 合計※2 | 89,280 | 84,371 | 91,277 |

※1 入院、入院外の区分けなく集計した場合
※2 健診受診有無の区分けなく集計した場合

生活習慣病は重症化してしまうと身体に大きな負担となり、医療費も急増します。
毎年1回の特定健診を必ず受診し、かかりつけ医の指導を受けて、早期の治療・予防に努めましょう!

国保料の納付は口座振替で

口座振替を新規申込・変更する場合は、『口座振替依頼書』を、新たに利用する市の取扱金融機関などへ提出してください(廃止の場合は、現在利用されている金融機関などで手続きをお願いします)。

また、市役所では、「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を行っています。金融機関のキャッシュカードを使い、口座届出印なしで口座振替の申込が市役所でするサービスです。手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと、本人確認書類をご持参ください。

▶ペイジーが利用できる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局、京都やましろ農業協同組合

① 金融機関へ届出をする

特別徴収(年金からの天引き)で国保料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することができます。

変更について

令和3年2月分の国保料を年金から支払われている世帯主

△対象▽

対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料徴収額通知書」を送付します。

△対象▽

令和3年度の国民健康保険料(国保料)の年金からの仮徴収は、4月支給分から始まります。

△対象▽

対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料徴収額通知書」を送付します。

国民健康保険料について

持ち物：通帳、通帳届出印、被保険者証または特別徴収決定通知書(仮徴収決定通知書)

3月末までに届出をした場合、6月以降支給分の年金からの天引きを中止できます。

国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などの短期被保険者証の交付になります。

この短期被保険者証の有効期間が切れる前には、更新の通知と国保料の納付のお願いを送付していますが、納付が困難な場合には京都府地方税機構(☎46)

国保料の減免

国保料の納付が困難で次のような状況の人は、国保料を減免できる場合があります。必ず納期限内に、国保医療課にご相談ください。
○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入について、以下の①～③の全てに該当する世帯
①事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込である
②令和元年の合計所得金額が1000万円以下である
③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下である
○災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人
○所得が皆無となった

非自発的失業者の国保料

会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります。
△対象▽ 次の①②③全てに当てはまる人
①非自発的離職により離職した国保加入者
②失業時65歳未満の人
③「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄にある人
△減額の対象となる国保料▽ 離職日の翌日の属する年度とその翌年度の国保料
該当者は被保険者証・雇用保険受給資格者証・はんこを持参の上、国保医療課へ申請してください。

所得のない人も申告を

所得税や市・府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要から申告書を送付しますので、必ず4月20日(火)までに申告してください。

図⑤ 自己負担限度額
○70歳未満の人の場合

Table with columns: 所得区分, 総所得金額等(※1), 3回目まで, 4回目以降(※3). Rows include 住民税課税世帯 and 住民税非課税世帯.

○70歳以上の人の場合

Table with columns: 所得区分, 外来(個人ごと), 外来+入院(世帯ごと). Rows include 現役並み所得者, 一般, 低所得者.

- ※1 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」
※2 所得の申告がない場合は、901万円超の限度額が適用されます
※3 過去12か月で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合
※4 世帯収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含む
※5 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります(外来のみで限度額超過の場合は回数に含みません)

高額療養費の申請について
1か月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額(図⑤参照)を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。

この支給を受けるためにには申請が必要です。申請に必要なもの
・被保険者証
・はんこ
・領収書
・振込先の分かるもの(通帳など)
※申請には、支払われた金額の確認が必要と

なりませぬので、全ての領収書を必ず持参してください
※該当する見込みの支払いがある場合で、高額療養費申請の前に他の申請に領収書の原本

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について
70歳未満の人と70歳以上で現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ、低所得者Ⅱ・Ⅰの人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、必要な場合は手続きをお願いいたします。

70歳以上で現役並み所得者Ⅲ、一般の人は「高齢受給者証」により限度額が自動的に適用されますので申請の必要はありません。
※国保料の滞納がある世帯は、発行が制限される場合があります

還付金詐欺にご注意ください!
市職員や日本年金機構職員などを名乗り、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。
不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。
①慌てず、本人や関係行政機関に連絡する
②振り込む前に家族に相談する
③ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う
※不審な電話がかかってきたら、次の関係機関にお問い合わせください
消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110

一部負担金の減免について
国保被保険者が、特別な理由のため医療機関での一部負担金を支払うことが困難な場合は、減免できる場合があります。国保医療課

令和3年度の間ドック補助について
令和3年度の間ドック受診補助申込を4月8日(木)から開始します(定員制ではありません)。
詳しい内容は今後の広報じょうよう及び市ホームページに掲載予定ですので、内容をご確認の上、お申し込みください。

ジェネリック医薬品を使いましょう
ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されている薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価な薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、薬の窓口負担が軽減できます。市では国保加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある人に差額通知を送付しています。ジェネリック医薬品を初めて使用する際、不安を取り除くために短期間試してみる「分割調剤」も可能です。
※薬代が下がっても、技術料などの有無により、支払金額が差額通知どおりに下がらない場合があります
※切り替えについては、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください

柔道整復師へは正しくかかりましょう
柔道整復師(整骨院・接骨院)は医師ではないため、施術の行為が限定されています。また、被保険者証が使える場合と使えない場合がありますので、次の内容を参考に受診してください。
被保険者証が使える場合
○外傷性のねんざ、打撲 ○医師の同意がある場合または応急処置である場合の骨折、脱臼の施術
被保険者証が使えない場合
×日常生活における単純な肩凝り、腰痛など ×病気による凝りや痛み ×症状の改善がみられない長期の施術 ×スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

特定保健指導を実施中
今年度、特定健康診査または城陽市国保の間ドックを受診した人のうち、その結果から保健指導が必要と判定された人には、市から「特定保健指導」の案内を送付しています。生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。
また、保健センターで健康相談(要予約)や訪問指導も実施しています。特定保健指導に該当しない人もお気軽にご相談ください。

被保険者証への枝番記載について
被保険者証の記号・番号を個人単位化するため、令和3年4月1日以降に城陽市国民健康保険が発行する被保険者証に枝番を記載します。
なお、3月31日以前に発行された枝番記載のない被保険者証は従来どおり使用できます。※すでに発行されている被保険者証の更新(差し替え)はありません

Table with columns: その他, 国保をやめるとき, 国保に入るとき. Rows include 生活保護を受けるようになったとき, 職場の健康保険に入ったとき, etc.

国保加入・喪失の手続き
国保に加入する場合は、他の健康保険の資格喪失後14日以内に届出が無いと、届出日からしか保険の給付が受けられません。また、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼって(最長2年)国保料を納めていただくこととなりますのでご注意ください。
国保から他の健康保険に加入した場合も必ず届出をお願いします。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため、新型コロナウイルス感染症に感染している(感染疑い含む)国保被保険者または後期高齢者医療被保険者で、療養のため勤め先を休み給与収入が減少している場合、傷病手当金を支給できる場合があります。詳しくは市ホームページ又は国保医療課でご確認ください。